

1. 収入金額等、2. 所得金額

営業等 製造業、販売業、飲食業、サービス業、卸売業、小売業等の営業などから生ずる所得や外交員、大工、左官、日雇などから生ずる所得	収入金額アー必要経費＝所得金額① ※申告書裏面 「7 事業・不動産所得に関する事項」も記入する
農 業 稲作、野菜栽培、養蚕、家畜の飼育などから生ずる所得	収入金額イー必要経費＝所得金額② ※申告書裏面 「7 事業・不動産所得に関する事項」も記入する
不動産 地代、家賃、貸室、貸ガレージ、建物の権利金、謝礼金、借地権、地役権の更新料などの所得	収入金額ウー必要経費＝所得金額③ ※申告書裏面 「7 事業・不動産所得に関する事項」も記入する
利 子 公社債の利子、預貯金の利子、貸付信託の分配金から生ずる所得	収入金額エ＝所得金額④
配 当 株式配当、出資配当、投信分配、剰余金分配等から生ずる所得です。	収入金額オー 株式など元本所得のため要した負債の利子＝所得金額⑤
給 与 俸給、給料、賃金、賞与などの所得	収入金額カー給与所得控除＝所得金額⑥ (別表①参照)
雑 「公的年金等」…厚生年金、国民年金、恩給などの所得	公的年金の収入金額キー 公的年金等控除額＝所得金額⑦ (別表②参照) ※遺族年金、障害者年金は非課税なので記入しない
「業務」…給与所得者の副業等で事業にも給与にも該当しない所得 (原稿料、印税、公演料、インターネット販売等)	収入金額クー必要経費＝所得金額⑧
「その他」…郵便年金、生命保険年金などの所得	収入金額ケー必要経費＝所得金額⑨
総合譲渡 土地建物等以外の資産を譲渡した所得 短期・取得してから5年以内に譲渡した場合 長期・取得してから5年を越えて譲渡した場合	短期 収入金額コー資産所得などの必要経費＝所得金額⑩ 長期 (収入金額サー資産所得などの必要経費)×1/2＝所得金額⑩
一 時 賞金、懸賞当選品、競馬、競輪の払戻金などの一時的な所得	(収入金額シー必要経費－特別控除(50万円))×1/2＝所得金額⑪

☆別表① 給与所得金額の計算方法

給与の収入金額	給与所得控除額
162万5千円超190万円以下	65万円
190万円超360万円以下	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+110万円
850万円超	195万円

☆別表② 公的年金等控除額の計算方法

受給者の区分	公的年金等収入金額(B)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
年齢65歳以上 (昭和36年1月1日以前に生まれた人)	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超410万円以下	(B)×25%+27.5万円	(B)×25%+17.5万円	(B)×25%+7.5万円
	410万円超770万円以下	(B)×15%+68.5万円	(B)×15%+58.5万円	(B)×15%+48.5万円
	770万円超1,000万円以下	(B)×5%+145.5万円	(B)×5%+135.5万円	(B)×5%+125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円
年齢65歳未満 (昭和36年1月2日以後に生まれた人)	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超410万円以下	(B)×25%+27.5万円	(B)×25%+17.5万円	(B)×25%+7.5万円
	410万円超770万円以下	(B)×15%+68.5万円	(B)×15%+58.5万円	(B)×15%+48.5万円
	770万円超1,000万円以下	(B)×5%+145.5万円	(B)×5%+135.5万円	(B)×5%+125.5万円
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円

3. 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬社会保険料 国民健康保険税、国民年金の掛金、後期高齢者医療保険料などの社会保険料でああなたが支払った金額が控除できます。給与・年金から差し引かれた金額も含まれます。 ※証明書が必要です。
⑮生命保険料 保険金等の受取人を自己又は配偶者、その他親族とする生命保険契約等の保険料や掛金を支払った場合又は一定の介護医療保険料を支払った場合及び一定要件を満たす個人年金保険契約等の保険料や掛金を支払った場合には、一定金額が、生命保険料控除として所得金額から控除されます。 ※証明書が必要です。
⑯地震保険料 居住者等(生計を一にする配偶者やその他の親族を含む)の所有する居住用家屋・生活用動産(例:住宅、マンション、家財など)を対象とした損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料や掛金(地震保険料)や平成18年末日までに締結した長期損害保険料を支払った場合、一定金額が地震保険料として所得金額から控除されます。 ※証明書が必要です。
⑰寡 婦 子以外の扶養親族があり、夫と死別・離婚してから婚姻していない方又は夫の生死が不明な方で、合計所得金額が500万円以下の方。ただし、夫と死別して婚姻していない方や夫が生死不明な方で合計所得金額が500万円以下の方は扶養親族がなくても寡婦控除の対象となります。 ⑱ひとり親 扶養親族である子を有し、単身者(婚姻歴や性別を問わない)で、合計所得金額が500万円以下の方 ※あなたが該当する欄にレ点を記入してください。
⑲勤労学生 あなたが勤労学生で合計所得が85万円以下の場合です。ただし自己の勤労によらない所得が10万円をこえる場合は除かれます。 ※証明書が必要です。
⑳障害者 あなたやあなたの控除対象配偶者及び扶養親族で心身に障がいのある方。 ※障害者手帳等の提示が必要です。
㉑配偶者 あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、あなたと生計を一にする配偶者(内縁は含みません)で、令和7年の合計所得金額が58万円以下である方・マイナンバーを記入してください。
㉒配偶者特別 あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、あなたの配偶者で令和7年中の合計所得が58万円超から133万円以下である方・マイナンバーを記入してください。
㉓扶養控除 あなたと生計を一にする満16歳以上の扶養親族(年の途中で死亡した場合も含まれます。)で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下である方。 ・マイナンバーを記入してください。 ・同居の欄に該当があればレ点を記入してください。 ・別居の場合は申告書裏面「12. 別居の扶養親族等に関する事項」の欄へも記入してください。
16歳未満の扶養親族(控除対象外) あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族(年の途中で死亡、及び出生した場合も含まれます。)で、令和7年中の合計所得金額が58万円以下である方。 ・マイナンバーを記入してください。 ・控除対象となりませんが、村民税・県民税の非課税限度額の算定等に使用しますので記入してください。 ・同居の欄に該当があればレ点を記入してください。 ・別居の場合は申告書裏面「12. 別居の扶養親族等に関する事項」の欄へも記入してください。
㉔雑 損 資産について災害、盗難、横領等による損失が生じた場合に、受けることができる控除です。 ※証明書が必要です。
㉕医療費 以下A・Bの内、どちらか一方のみ適用を受けることができます。 適用を受けるには、それぞれの必要事項を記入した明細書が必要です。領収書は自宅で5年間保管が必要です。 A) 医療費 あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他親族の医療費を一定額以上支払った場合に受けられる控除です。明細書の記入は「人・病院・薬局」ごとに集計してください。 B) スイッチOTC薬購入費(セルフメディケーション) あなたが①特定健康診査(いわゆるメタボ検診)②予防接種(特定のもの)③定期健康診断(事業主健診)④健康診査(いわゆる人間ドック等で医療保険者が行うもの)⑤がん検診のいずれかを受けている場合で、スイッチOTC薬を1万2千円以上購入した場合に受けられる控除です。 明細書は薬局ごとに購入薬名をすべて記入し、支払い金額を集計して、上記①～⑤のいずれかを受けた証明として領収書又は結果表を添付してください。

4. 所得から差し引かれる金額

※番号は、申告書の「所得から差し引かれる金額」の内訳番号と一致します。

⑮生命保険料控除

支払った保険料の区分	支払ったそれぞれの保険料の金額	生命保険料控除額
新契約 ※平成24年1月1日 からの契約	12,000円以下	支払った保険料の全額
	12,001円から32,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+6,000円
	32,001円から56,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+14,000円
	56,001円以上	一律に28,000円
旧契約 ※平成23年12月31日 までの契約	15,000円以下	支払った保険料の全額
	15,001円から40,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額)×1/2+7,500円
	40,001円から70,000円まで	(支払った保険料の金額の合計額)×1/4+17,500円
	70,001円以上	一律に35,000円
一般生命保険料について上の算式により求めた額(注)+個人年金保険料についての上の算式により求めた額(注)+介護医療保険料について求めた額 ※最高限度額70,000円		

(注)一般生命保険料又は個人年金保険料について、新規契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額となります。 ※限度額28,000円

⑯地震保険料

保険料の区分	支払った保険料の額	地震保険料控除額
①地震保険契約に係るもの	50,000円まで	(支払った保険料の金額)×1/2
	50,001円以上	一律に25,000円
②長期損害保険契約に係るもの	5,000円以下	支払った保険料の金額
	5,001円から15,000円まで	(支払った保険料の金額)×1/2+2,500円
	15,001円以上	一律に10,000円
③両方ある場合	地震保険料①+長期損害保険料② ※最高限度額25,000円	

※長期損害保険料については、平成18年末日までに締結したものに限り、控除の対象となります。

☆所得控除額一覧表

⑰寡婦控除	260,000円
⑱ひとり親控除	300,000円
⑲勤労学生控除	260,000円
⑳障害者控除	特別障害者 300,000円
	その他の障害者 260,000円

障害者控除は、16歳未満の扶養親族の場合であっても適用を受けることができます。

㉑配偶者控除

所得割の納税義務者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(満70歳以上の人)
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円

※所得割の納税義務者で合計所得金額1,000万円超の場合は適用なし。

㉒配偶者特別控除

配偶者の合計所得金額	控除額		
	所得割の納税義務者の合計所得金額900万円以下	所得割の納税義務者の合計所得金額900万円超950万円以下	所得割の納税義務者の合計所得金額950万円超1,000万円以下
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

※所得割の納税義務者で合計所得金額1,000万円超の場合は適用なし。

㉓扶養控除

満70歳以上の人	同居の直系尊族	450,000円
	その他の人	380,000円
満23歳～69歳の人		330,000円
満19歳～22歳の人		450,000円
満16歳～18歳の人		330,000円

対象年齢	生年月日の範囲
満70歳以上	昭和31年1月1日以前に生まれた人
満23歳～69歳	昭和31年1月2日～平成15年1月1日
満19歳～22歳	平成15年1月2日～平成19年1月1日
満16歳～18歳	平成19年1月2日～平成22年1月1日

※16歳未満(平成22年1月2日以後に生まれた人)の扶養親族は扶養控除の対象にはなりません。

㉔特定親族特別控除

扶養所得の合計所得金額	納税義務者の特定親族特別控除額
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円
123万円超	控除なし

・満19歳～22歳の親族(配偶者及び青色専従事業者を除く)
・合計所得金額が58万円超123万円以下
・控除対象扶養親族に該当しない
すべての条件を満たす方と生計を一にする納税義務者が対象

㉕基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

㉖雑損控除

令和7年中に 保険金等で補てんされる額 - 所得金額の合計額×10% = 控除額
の損害金額

㉗医療費控除

A) 医療費

令和7年中に 保険等で 10万円か、所得金額の合計額の 控除額
支払った医療費の額 - 補てんされる額 - 5%とのいずれか少ない金額 (最高200万円)

B) スイッチOTC薬購入費(セルフメディケーション)

令和7年中に支払った スイッチOTC薬購入 保険等で 補てんされる額 - 1万2千円 = 控除額
(最高8万8千円)

○寄附をした方(申告書裏面「14. 寄附金に関する事項」の書き方)

14. 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)		円	①
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)			②
条例指定分	都道府県		③
	市区町村		

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

☆控除対象寄附金

- ①都道府県・市区町村に寄附したもののうち特例控除の対象となるものの、また、東日本大震災の災害義援金として日本赤十字社、中央共同募金会等に寄附したもの。
- ②都道府県・市区町村に寄附したもののうち特例控除の対象とならないもの、愛知県共同募金会、日本赤十字社愛知県支部に寄附したもの。(東日本大震災の寄附でないもの)
- ③飛島村の条例で指定した社会福祉法人、認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)、学校法人等に寄附したもの。(注) 1
- ④飛島村の条例で指定した特定非営利活動法人(NPO法人)で、認定NPO法人以外のNPO法人に寄附したもの。(注) 2
- (注) 1 ③の条例指定の法人等に寄附した場合は寄附金額を「都道府県」欄、「市区町村」欄両方へ記載してください。
- (注) 2 ④の認定NPO法人以外のNPO法人へ寄附した場合は、記入せず、総務部税務課までご連絡ください。
- ※申告の際は寄附団体からの受領書等の添付が必要です。

15. 所得金額調整控除

給与の年収が850万円を超える居住者で、次のいずれかに該当する場合には、該当する特別障害者等を「15. 所得金額調整控除に関する事項」に記入します。

- ①本人が特別障害者である
- ②23歳未満の扶養親族がいる
- ③特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる